ロ　早期定着に向けた支援

○　即戦力として中途採用する場合も含め、中途採用者が企業に適応し能力を十分に発揮し続けられるよう、入社時における導入教育や社内人的ネットワーク形成の支援等、早期定着支援を積極的に行う。

ハ　平素からの従業員に求める役割の明確化及び職業能力の継続的な把握

○　中途採用者を含む自社の従業員が能力を十分に発揮し続けられるよう、従業員に求める役割の明確化や職業能力の把握に平素から継続的に取り組む。

三　専門性等を有する従業員の活躍促進に関する取組

イ　専門性の高い従業員の活躍機会の拡大

○　従業員の継続的な学び直しを通じた専門性の向上を図るため、従業員の学び直しに関する費用面・時間面の負担軽減に努める。

○　専門性を有する従業員を適正に評価・処遇し、プロフェッショナルな人材の育成・活用に努める。

○　高度に専門的な業務を切り出し、専門職等のウェイトを高めることを検討する。

ロ　従業員の主体的（自律的）・継続的なキャリア形成の促進

○　早い段階から従業員に自身のキャリア形成を考えさせる機会や、自身の職業能力を把握させる機会を提供する。

○　社内公募制度を導入するなど、従業員の主体的（自律的）なキャリア形成の意向にも配慮した人事管理を行う。

○　他企業への出向や他部門への異動の経験を積極的にキャリアパスに組み込むなど、職場環境や職務内容の変化に柔軟に対応し活躍できる人材の育成に努める。

○　転職者本人とかかわりのない取引先等への転職を禁止する競業避止義務については、長期・広範なものとならないよう、合理的な範囲のものとする。

2　国の取組

一　転職・再就職者の受入れ促進のための機運の醸成、情報発信等の取組

イ　転職・再就職者の受入れ促進のための機運の醸成

○　本指針の周知を図るため、経済団体等への要請を積極的に行うなど、官民を挙げて中途採用拡大の機運を醸成する。

ロ　転職市場に関する情報発信、職場情報の見える化の促進

○　転職は新規学卒時等の企業と労働者のミスマッチの是正や、産業・事業構造が劇的に変化する社会におけるキャリア形成の手段の一つであること、転職市場が拡大していることなど転職市場における動向について、正確な情報発信を積極的に行う。

○　職場情報や雇用管理の状況等が優良な企業の認定・表彰に関する情報（ユースエール、えるぼし、くるみん、なでしこ銘柄認定企業等）の紹介など、総合的な情報提供を積極的に進める。

○　企業に対して、中途採用の成功事例等や中途採用者の円滑な職場定着・活躍のためのポイントを周知する。

二　円滑な転職・再就職、中途採用の促進に関する取組

イ　一人ひとりのニーズに応じたマッチングの推進

○　ハローワークや公益財団法人産業雇用安定センターを通じて、労働者一人ひとりのニーズに応じたマッチングを推進する。

ロ　労働者の専門性や職務遂行能力等の見える化

○　円滑な転職や合理的な処遇決定に向けて、各職種の賃金・働き方・職務遂行能力を含む職業能力等の見える化を推進する。

○　企業におけるセルフ・キャリアドックの導入やジョブ・カードの活用等により、労働者の主体的、継続的なキャリア形成を促進・支援する。

ハ　中高年齢者等の中途採用拡大に取り組む企業に対する助成等

○　中高年齢者等の採用に取り組む企業に対する助成金等を活用し支援する。

三　職業能力開発の促進に関する取組

○　個人が各ライフステージにおいて、実効性のある学び直しを行うことができるよう、公的職業訓練や教育訓練給付による支援を行うとともに、学び手が自分の環境やライフスタイルに合った学習方法を選択できる受講環境の整備を促進する。

○厚生労働省告示第百六十号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後

第二条　訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	ＪＣ―ＮＥＴジョブコーチ養成研修（訪問型職場適応援助者養成研修）

改正前

第二条　訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修期間		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	東京都町田市能ケ谷一丁目十四―八コスモス二〇二	平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	ＪＣ―ＮＥＴジョブコーチ養成研修（第一号）